



飲食店・料理店の



みなさまへ



グリーストラップ^{そしゅうき}(阻集器)の 設置が必要です

水戸市下水道条例第5条の2
建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示第1597号)



下水道に油脂分を流すと、油が冷えて固まり、
下水道管等の詰まりの原因になります。

下水道管等の詰まりにより、
道路や敷地に汚水があふれ出るおそれがあります。

環境を守り、みなさまが快適に暮らせるよう、グリース
トラップ(阻集器)の設置と適正な維持管理をお願いします。

グリーストラップ(阻集器)とは

排水中の油分を分離・貯留して排水管や下水道管に流さないようにする装置です。
グリーストラップ(阻集器)に流れ込んだ排水中の油分は、比重が軽いため浮上し、油分の
少ない排水だけが排水管へ流れていきます。



グリーストラップ（阻集器）設置上の注意点

- 「日本阻集器工業会」の認定品を選びましょう。日本阻集器工業会のホームページで認定品の一覧が確認できます。
- 設置工事の依頼は、「水戸市下水道工事指定店」へ。設置工事を行えるのは、水戸市下水道工事指定店のみです。水戸市ホームページで指定店の一覧が確認できます。

日本阻集器工業会



検索

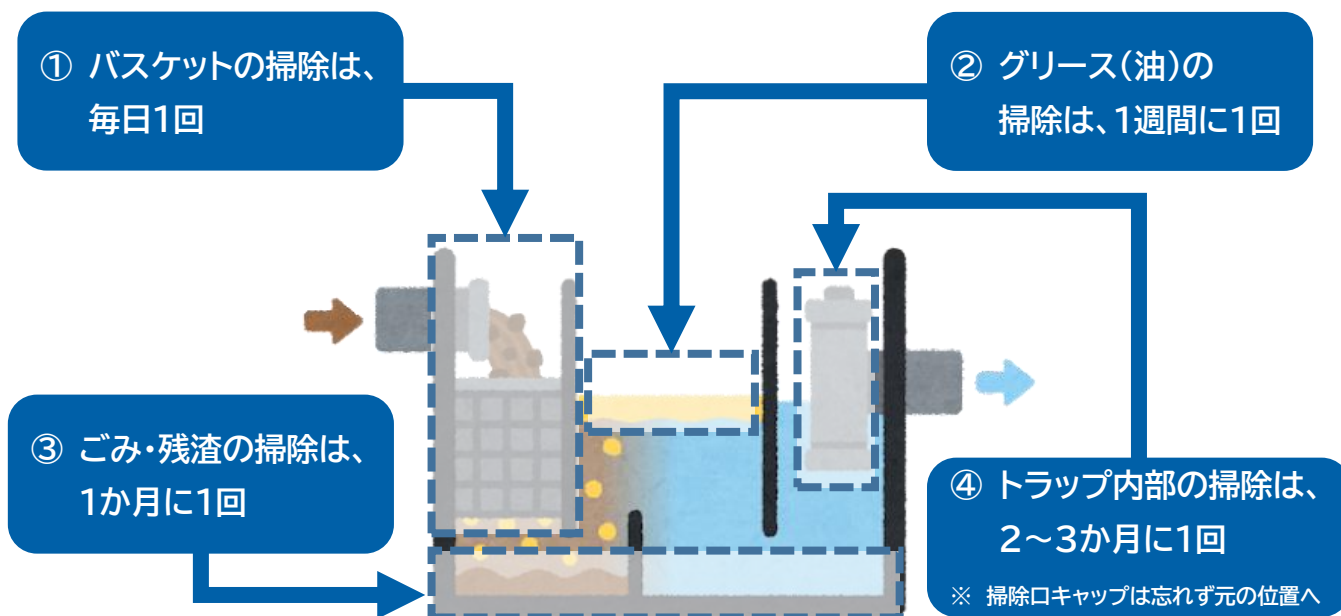
水戸市下水道工事指定店



検索

グリーストラップ（阻集器）の維持管理

グリーストラップ(阻集器)を有効に機能させるためには、**定期的な清掃等、日常の管理が大切です**。集まった「油」「ごみ」は金網、ひしゃくなどで必ず除去してください。清掃を怠ると、阻集能力が低下するだけでなく、悪臭や害虫の発生原因となります。



グリース・ごみ・残渣は、産業廃棄物として処理してください。